

[事案 26-23] 契約解除取消等請求

・平成 27 年 3 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

募集人および嘱託医に告知したが、告知義務違反により契約を解除されたことを理由に、解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 6 月に契約した医療保険について、平成 24 年 12 月から平成 25 年 2 月まで右変形性股関節症にて入院・手術をしたので給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。

しかし、以下の理由により納得できないので、解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約の際、募集人には、「足が悪いため通院中であること」を伝えた。
- (2) 告知が嘱託医扱いだったため、医師にも足の症状を伝えたが、「それは保険会社の人に話してください」と指示を受け、再度、募集人に話したところ、自分の持っていた告知書控えを受取り「私の方で書いておくから大丈夫」と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が募集人に病歴を伝えた事実はない。また、仮に伝えたとしても、募集人には告知受領権はないので、告知したことにはならない。
- (2) 嘱託医が「それは保険会社の人に話してください」と言った事実はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 告知義務違反の存否及び解除の有効性について

- (1) 約款上、契約者または被保険者は、故意または重大な過失によって、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、契約を解除することができる。
- (2) 告知書には、「最近 3 ヶ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。」「過去 5 年以内に、7 日以上期間にわたる医師の診察・検査・治療あるいは 7 日分以上の投薬をうけたことがありますか。」との質問事項があり、申立人はいずれにも「いいえ」の欄に○を付している。
- (3) しかし、保険会社から提出された各証拠を見ると、申立人は、①平成 18 年 12 月から平成 20 年 7 月までの間「左変形性膝関節症」で通院し、投薬を受けていたこと、②平成 20 年 11 月から平成 24 年 1 月までの間、右変形性股関節症で通院し、投薬を受けていたこと等が認められる。
- (4) これらは、前記告知事項に該当することは明らかであり、告知義務違反の事実が認められる。したがって、申立人は、故意または重大な過失によって、告知義務に違反したと認め

られるため、保険会社による契約の解除はいずれも相当であると判断される。

- (5) この点、申立人は、足が悪いことは募集人にも医師にも告げてあること等から告知義務には違反していないと主張している。しかし、事情聴取の結果によると、申立人は告知書には自分で署名し、○も自分で書いたと述べているので、自ら告知すべき事項について事実と異なる記載をしたことは明らかである。

また、嘱託医は被保険者の申告を記載することが通常であり、特段の事情のない限りこれと異なる記載をすることはなく、本件において特段の事情は認められないので、申立人の主張は認められない。

2. 和解について

- (1) 募集人は契約者、被保険者に告知の重要性、告知義務違反の場合の不利益を説明する必要がある。特に申立人は契約時 67 歳という年齢のため、この点を十分理解させる説明が必要であり、理解していることを確認する必要がある。本件では募集人の事情聴取ができなかったが、少なくとも申立人の事情聴取においては、申立人がその重要性を理解していたとは思えず、募集人の説明不足が推定できる。

- (2) 本件はいわゆる乗換契約であり、本契約を締結して既契約を解約している。高齢者の場合には、既往症が存在することも多く、たとえ告知義務違反の問題がないとしても、責任開始期前発病として、従前の契約であれば給付されたものが給付されない事態が生ずる危険がある。

したがって、乗換契約の場合にはかかる注意を特に意識する必要があるが、申立人の事情聴取においてはかかる注意が払われたと推測できず、契約者の利益に十分な配慮をしたか疑問が残る。